

1 運営主体

名 称	株式会社ウインズ
所 在 地	埼玉県所沢市東所沢和田2-10-16Cボックス201
代 表 者	代表取締役 吉江 勝之助

2 施設の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業所B型
施 設 の 名 称	あそびのてんさい和光北口保育園
施 設 の 所 在 地	埼玉県和光市新倉1-2-41
連 絡 先	電話番号 048-487-9938 FAX 048-487-9939
管 理 者	佐々木 正子
対 象 児 童	子ども・子育て支援法及び和光市保育の必要性の認定に関する条例の規定により、保育の必要性の認定を受けた満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	19人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日

3 事業所の運営方針

あそびのてんさい和光北口保育園（以下「当事業所」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- ・ 当事業所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ・ 当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- ・ 当事業所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- ・ 当事業所は、法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

4 利用定員

利用定員 (19人)	満1歳未満	3人
	満1歳以上 内訳(1歳児:8人、2歳児:8人)	16人

5 建物の規模等

・敷地	敷地全体	207.54㎡	
	園庭	3417.20㎡ (代替場所 せせらぎ公園)	
・園舎	構造	鉄骨造	
	延べ床面積	88.36㎡	
・保育室等の面積	区分	部屋数	備考
	乳児室	1室	10.05㎡
	保育室	1室	26.72㎡
	保育室	1室	16.00㎡
	調理室・調理設備	1室	4.86㎡

6 職員の設置状況

職 種	員数	備考
施設長	1	
保育士	8	
保育従事者	4	
調理員	2	内、栄養士 1名

※ 当事業所では、「和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年6月25日和光市条例第14号)」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※職員数及び常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
施設長	勤務時間帯（ ８：３０～１７：３０）
保育士	勤務時間帯（ ７：００～１９：００）
保育従事者	勤務時間帯（ ８：００～１７：００） （ ９：００～１９：００）
栄養士	勤務時間帯（ ８：３０～１７：３０）

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

７ 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日までです。

年末年始（１２月２９日から１月３日まで）は保育を行いません、

なお、土曜日等園児の少ない時は当園にて共同保育を行う場合があります。

８ 休園日（保育を提供しない日）

日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

９ 保育を提供する時間

（１） 開所時間

当事業所の開所時間は次のとおりです。

開所時間	
月曜日～金曜日	７時から１９時まで
土曜日	７時から１８時まで

（２） 保育を提供する時間は、保育時間の認定区分に応じて次のとおりとします。

ア 保育標準時間認定に係る保育時間

(ア) ７時から１８時までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において１８時以降に提供する保育は「延長保育」とします。

イ 保育短時間認定に係る保育時間

(ア) ８時３０分から１６時３０分までの範囲内で、保育を必要とする時間

(イ) 開所時間内において、上記(ア)の時間を超えて提供する保育は「延長保育」とします。

10 提供する保育等の内容

当事業所は、国が定める「保育所保育指針」を踏まえ、次の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 保育標準時間及び保育短時間の保育
- (2) 延長保育
- (3) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	夕食
0歳児	9時30頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30頃	11時半頃	15時頃	
2歳児	9時30頃	11時半頃	15時頃	

※ 献立表は別途（毎月）お知らせします。

※ 食物アレルギーや、体質に合わない食材があるときは当事業者に報告してください。

- (4) その他

11 利用者負担額（保育料等）

- (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（以下、「保育料」といいます。）

当事業所において保育の提供を受けたときは、「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」（以下、「市条例」といいます。）において定める保育料をお支払いいただきます。

なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の保育料を市条例の規定により計算した額を乙に支払うものとします。（この計算で10円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額をお支払いいただきます。）

- (2) 延長保育料

延長保育を利用したときは、別表1に定める延長保育料を負担していただきます。（毎月のお支払いについては、別途ご案内します。）

- (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)、(2)のほか、保育の提供に要する実費については、別表2に定める費用を負担していただきます。（毎月のお支払いについては、別途ご案内します。）

1 2 保育料等の支払

(1) 保育料等の支払

保育料、延長保育料及びその他の実費等は、保育を利用した月に、当事業所が指定する方法によりお支払いください。

ア 月の途中から保育の利用を開始したとき

保育の利用を開始した月の末日までにお支払いください。

イ 月の途中で保育を利用しなくなったとき

保育を利用しなくなった月の10日までにお支払いください。

(2) 保育料未納への対応について

当事業所は、保護者が支払うべき保育料の全部又は一部を、指定された納期までに支払わないときは、児童福祉法第56条第12項の規定に基づき、和光市に保育料の徴収を請求し、和光市は地方税の滞納処分の例によりこれを処分します。

1 3 利用の終了に関する事項

当事業所は、園児が満3歳に達した日が属する年度の3月31日をもって保育の提供を終了します。ただし、園児又は保護者が、次の事由に該当する場合には、保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児又は保護者が「和光市保育の必要性の認定に関する条例」に定める保育の必要性の基準に該当しなくなったとき

(2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1 4 連携施設

当事業所では、当園における保育終了後（満3歳到達以後）も、保護者及び園児の保育の必要性に応じて継続的に園児の受入先を確保することができるよう、当事業所の保育提供終了後に保育を行う教育・保育施設（以下「連携施設」といいます。）との連携協定を締結するものとします。

(1) 連携内容

ア 当事業所の保育提供終了後に、保護者及び園児の保育の必要性に応じて、連携施設は園児に対する保育の提供を引き継ぎます。

イ 園児に集団保育を体験させるための機会として、当事業者と連携施設の交流事業を行います。

(2) 連携施設

当事業所が連携協定を締結している連携施設は次のとおりです。

ア

運営主体	
所在地	
連携内容	
電話番号	

イ

運営主体	
所在地	
連携内容	
電話番号	

15 嘱託医（連携医療機関）

当事業所の嘱託医（連携医療機関）は、次のとおりです。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	和光駅前クリニック
担当医名	久保井 洋一
所在地	埼玉県和光市新倉1-2-65
電話番号	048-460-3466

(2) 歯科

医療機関の名称	けいこせんせいの歯医者さん
医院長名	清水 恵子
所在地	埼玉県和光市丸山台1-11-3
電話番号	048-458-0840

16 緊急連絡先及びかかりつけ医等の報告

保育の提供中に、園児の疾病や怪我等により緊急対応の必要が生じたときは、保護者があらかじめ指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行いますので、保護者は当事業所に緊急連絡先及びかかりつけ医等を報告してください。

17 損害賠償

当事業所の責に帰すべき事由により、園児の生命、身体又は財産に損害を及ぼしたときは、保護者に対してその損害を賠償します。

当事業所は、その損害賠償に充てるため、下記の保険に加入しています。

児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(1) 賠償責任保険

施設賠償責任	保険金額	身体	1事故	100,000千円	1人	20,000千円
生産物賠償責任	保険金額	身体	1事故	1,000千円		

(2) 傷害保険

死亡	5,000千円	後遺障害	5,000千円
入院	5,000円/日	通院	3,000円/日

18 個人情報の取扱い

(1) 当事業所の守秘義務

当事業所は、運営規程及び契約書の定めに従い、個人情報を適切に取扱うものとし、保育を提供する上で知り得た園児及び家族等の秘密を第三者に漏らしません。

(2) 保護者による個人情報使用に関する同意

契約書の定めに従い、園児に係る他制度のサービス提供事業者との連携を図るなど正当な理由があるときは、事業者は保護者に対して事前に文書で個人情報使用に関する同意を得た上で、園児及び保護者等の個人情報を用いることができるものとします。

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	・園窓口担当者	苦情解決リーダー 平岡 愛香
	・園責任者	施設長 佐々木 正子
	・第三者委員	民生委員 川中 照枝
	・本部	取締役社長 吉江 勝之助
	・ご利用時間	9:00~18:00
	・電話番号	04-2933-9218
	FAX	04-2933-9219
※担当者が不在の場合は、当園にご連絡ください。		

20 非常災害時の対応

避難場所	和光市立北原小学校
防火設備	消火器、誘導灯、火災報知器 等
緊急時の連絡	KIDSNA 一斉メール配信、災害伝言ダイヤル
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

21 虐待等の防止に関する事項

(1) 虐待等の禁止

当事業所は、「和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づく当園の運営規程に従い、園児に対して、いかなる場合であっても、差別的取扱や虐待は行いません。

(2) 児童虐待の通告等

当事業所は、保育の提供中に児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる園児(児童)を発見したときは、速やかに和光市に通告し、必要な協力を行います。

22 その他の留意事項

(1) 入園手続

ア 保護者は当事業所において保育を利用しようとするときは、当事業所が指定する書類等を提出するものとします。

イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、医療機関にて健康診断を受診した園児の診断書を、当事業所へ提出します。

ウ 前項の入園前健康診断等の入園手続に係る必要な費用は保護者が負担するものとします。

エ 当事業所は、入園手続に必要な書類及び入園について不備がある場合、関係機関等に確認(照会)を行います。

(2) 事業所への告知

お預かりする園児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため、保護者は、園児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を告知してください。

(3) 事業所が保育を行わないとき

当事業所では、園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき

ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定されるとき

(4) 不正行為への対応

当事業所では、保護者が偽り、その他の不正な行為によって、地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して和光市に通知します。これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

当事業所における保育の提供を開始するに当たり、保護者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所名：あそびのてんさい和光北口保育園

職名：管理者氏名：施設長 佐々木 正子 ⑩

-

私は、本書面に基づいてあそびのてんさい保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ 印 (園児との続柄)

園児氏名 _____

別表 1

○延長保育料

認定 区分	年齢	利用 形態	利用時間帯別料金			
			保育短時間 ※18：00以降は標準保育時間の日額と同様		保育標準時間	
			7:00～8:30	16:30～18:00	～18：30	～19：00
3号 認定	0・1・ 2歳児	日額	700円	700円	200円	400円
		月額	(月額)	(月額)	2,000円	4,000円

※ 19時以降は時間外保育超過料金として、別途 500 円/15 分お支払いいただきます

別表 2

○特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

項目	内容等	金額
保育材料費	連絡帳	随時 180円
	被服類（園児帽）	随時 1300円
行事費	行事に伴う雑費全般	随時 500円
英語費	満2歳を迎えた月より	月額 2300円

保護者から事業所への連絡（告知）事項①

※「10 提供する保育等の内容」の「(3) 食事の提供」関係

◎食物アレルギー、体質に合わない食材等についてご記入ください

保護者から事業所への連絡（告知）事項②

※「16 緊急連絡先及びかかりつけ医等の報告」関係

○緊急連絡先

（第1）

氏名

（園児との関係）

住所

電話

（携帯電話）

（第2）

氏名

（園児との関係）

住所

電話

（携帯電話）

○かかりつけ医等

（第1）

医療機関名

（主治医）

住所

電話番号

備考

（第2）

医療機関名

（主治医）

住所

電話番号

備考

保護者から事業所への連絡（告知）事項③

※「22 その他留意事項」の「(2) 告知・報告」関係

◎園児の生育暦、家庭環境、健康状態等について、事業所に告知・報告しておくべき事項をご記入ください。